

政令第 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政

令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十一月一日とする。

理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。